# 

IN PURSUIT OF

開配 EXECUTIVE SUMMARY





# 世界の女性の進歩:法の公正を求めて

「世界の女性の進歩2011-2012」の本誌はパラドックスで始まります。20世紀は、世界中のあらゆる地域で多くの国々が女性の法的保障の範囲を拡大し、女性の法的権利が変革をとげた世紀でした。しかしながら、世界の女性の多くにとってこうした法規は紙の上だけのものであり、実際の平等や法の公正にはつながっていないのです。

1911年時点で女性に選挙権があったのは、世界でたった 2カ国でした。その一世紀後、女性の選挙権は実質上、全世 界に広がり、意思決定の場における女性の影響力はかつて ないほど大きくなりました。政治における女性の影響力が増 えるにつれて、女性の権利に対する認識もより広がってきま した。それは、政治や市民生活の面だけでなく、経済、社会、 文化の各分野においても同様です。今日、186カ国が「女子 差別撤廃条約(CEDAW)」を批准しています。これは、女性や 少女の人権を尊重し、ジェンダー平等と法の公正をはばち 障害を排除しようという各国のコミットメントを証明するも のです。

しかしながら、ジェンダー平等を促進するために各国が大き な進歩をみせている例は多数ある一方で、実際には、女性 が自分の身体を管理する自由を阻止され、意志決定への 発言を拒絶され、暴力からの保護も拒否されることがあまり にも多く起こっています。世界の働く女性の約半分にあたる 6億人あまりの女性が、不安定な雇用状況にあります。安全 性の低い職業に縛られ、労働法の管轄外にあることもしば しばです。法的枠組みの大幅な前進にもかかわらず、何百万 人もの女性が一生のうちで暴力を経験しており、それも 多くの場合、もっとも親密なパートナーが加害者であると報 告されています。さらに、女性を残虐な性的暴力の組織的 ターゲットとすることは、現代の紛争の顕著な特徴となって います。

根強い女性差別は女性の権利獲得をはばみ、極度の貧困の撲滅をめざして国際社会が設定したミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けた、妊産婦の健康の改善、男女平等な教育の普及、HIVとエイズのまん延防止などの進捗の妨げとなります。

女性と男性の間の平等は139の国家や自治領の憲法で保証されていますが、法制度やその実施が不十分なためにギャップが生じて、こうした法律は空疎な約束ごととなり、女性たちの日々の暮らしにおいて実際の効果はほとんどありません。経済的に豊かな国でも貧しい国でも同様に、多くの場面で、警察、裁判所、司法行政といった司法制度の基盤は女性への義務を怠り、司法制度そのものが、本来、女性の権利を守るべき人々による不十分なサービスや不親切な対応で特徴づけられています。

「世界の女性の進歩」では、適正に機能する法体系と司法制度は、女性がその権利を獲得するための重要なメカニズムであることを明示しています。こうした制度は、アカウンタビリティを明確にし、権力の濫用を撲滅し、新しい規律を作ることで、社会を形成できるのです。法廷は、個々の女性が自身の権利を求め、法的先例を作って何百万人もの他の女性に利益を与えることができる、アカウンタビリティの重要な場として機能してきました。

この報告書では、政府と市民社会が協力して法制度を改革し、女性のニーズに合った法的サービス提供に向けた新しいモデルを作り出している実例をとりあげ、宗教的、文化的な慣習法を容認する法的多元主義や、紛争下・紛争後などを含む非常に困難な状況においても、女性の司法へのアクセスを保障するために、政府や市民社会がどう課題を克服したかを紹介しています。

「世界の女性の進歩」では、各種法制 度を女性が有効に活用するために 役立つ提言を10項目にまとめてい \*\*\* それぞれの提言は、すでに実証され、達成可能であり、これが実施されれば、女性の司法へのアクセスの機会を増し、ジェンダー平等を推進する大きな可能性を秘めています。

### 女性の

### 法律相談組織を 支援する

女性の法律相談組織は、法制度を 女性に役立つものにするための最 前線にあると言えましょう。政府が 提供できる法的支援には制限があ りますが、女性の法律相談組織は もっと踏み込んで、暴力を排除した り、離婚を成立させたり、正当な 権利のある土地を要求したりするな ど、女性たちが訴訟を起こすうえで 必要とするアドバイスやサポートを 提供します。

こうした団体は、法制度改革の取り組みの先陣を切り、国家レベル、地域レベル、国際レベルで女性の権利の展望を根本から変えるような戦略的な訴訟を先導してきました。(80x1:参照)

法的多元主義の存在する環境での調停においても、女性の法律相談組織は成功をおさめてきました。複数の法制度を連動させることが可能であり、同時にその土地の文化、伝統、習慣をサポートすることが可能であることも示してきたのです。

たとえば、エクアドルでは、先住民が独自の法制度を決定できる権利が国の憲法に組み込まれ、先住民ケチュワの2つのコミュニティの女性たちは「レグラメントス・デ・ブエナ・コンビベンシア(良い暮らしのための規則)」を作り上げました。これは、慣習上の規範と人権の基本原則を併合したもので、これによって家庭内の暴力や女性の司法へのアクセスの問題に対処しています。

インドネシアでは、地元の非政府組織 (NGO) PEKKAが、各コミュニティ専従の法律相談員 を育成し、女性が結婚や離婚の法的届出を行 う場合に宗教裁判所を利用するよう支援して います。これにより、女性は公的サービスや利 益へのアクセスが得られるようになります。 PEKKAは政府へのロビー活動も展開し、巡回 裁判所の数を増やしたり料金を免除したり して、法廷が女性にとってより使いやすくなる よう働きかけています。

# Box1 法の公正という天秤にかけて:女性の生活を変えた重要な裁判

以下にあげたのは、世界のさまざまな国で女性の司法へのアクセスを増大させた判例です。国際法のもとで女性の人権の 法的解釈を前進させた判例、すでに明文化されている法をさらに明確にし、強化した判例、法律の廃止を求めた判例、 新しい法を作り出した判例などがあります。どれも、女性の生活に前向きな変化をもたらしたものです。

# FWLD代表 メーラ・ドゥンガナ 対 ネパール王国政府

ネパールでは、夫が妻をレイプした場合は不起訴という法律がありました。しかし2002年、「女性・法・開発のためのフォーラム(FWLD)」が取り上げたケースに対し、最高裁は議会に法の改正を命じました。今日までに、世界52カ国が自国の刑法のなかで、夫婦間のレイプを犯罪と明確に規定しています。

## コロンビア違憲審議裁判所の判決

2006年、「ウィメンズリンク・ワールドワイド」は女性の生命を救うために医師が中絶手術を行うことを許可しない法律に異議を申し立てました。法廷は、この禁止が女性の基本的人権を侵害するものとして、一定のケースにおいては中絶手術を肯定するという判決をくだしました。

# ユニティ・ダウ 対 ボツワナ共和国法務長官

ボッワナで生まれ育った国民であるにもかかわらず、ユニティ・ダウは外国人と結婚したため、その二人の子供は在留許可の取得を義務付けられ、ボッワナ国民としての権利を拒否されていました。この1992年の画期的なケースにより、憲法に規定された平等の保証が、女性の市民権にも適用されることが確認されました。

# ヴェレス他数名 対 ノバルティス・ファーマ株式会社

この米国法廷史上最大のジェンダー差別集団訴訟で、製薬会社ノバルティス社の女性社員12名は、給与と昇進において差別されたと申し立てました。陪審は全員一致でこの申し立てを認め、ノバルティス社は1億7500万ドルを支払って和解することに合意しました。このうち、2250万ドルは職場における平等を推進するための方針やプログラムの改善に充てられます。

## ジェンダーに

るものです。しっかりした法的基礎 なしには、裁判所を女性が利用しや 対する警察の非協力的な対応を減ら 女性が司法にアクセスする基礎とな すくする努力も、女性の申し立てに す取り組みも、その他の司法行政に ジェンダーに配慮した法改革は、 必要な改革も、失敗に終りがちです。

です。女性を明白に差別する法律を廃 の影響が女性の生活に及ぼされるよう 革によってジェンダー平等を達成する ため国際的に合意された最高の基準 止し、ドメスティック・バイオレンスかの 女性を守ることも含めて、法の支配を 私的領域にも行き渡らせ、法律の実際 女子差別撤廃条約 (CEDAW) は、法改 に行動することが必要です。

世界の各地域で前進がみられました。 2011年には、

LEDAWは、国連加盟国のほとんどすべての国 で批准されていますが、留保条項が最も多い

しかし、こうした重要な前進にもかかわらず、

よ第16条で、これは婚姻と家族関係に関する 条約のひとつでもあります。留保が一番多いの

権利を保障する法的枠組みを整えるための

重要なステップです。

これらの留保条項を取り除くことは、女性の

女性の権利を保証するものです。(図表2:参照)

### 7 ○ カ国が有給の出産育児休暇を 7 ○ 保証! ァハナナ

カ国の憲法がジェンダー平等を 保証しています。 カ国がドメスティック・バイオレンス を違法としています。(図表1:参照) 25

カ国に給与平等の法規定が あります。 力国が女性に平等の財産権を 保証しています。 5

差別的な法律、法的枠組みのギャップ、法の **不履行などが存在することは、女性の権利が** 依然として拒否されていることを示してい カ国が夫婦間のレイプを明らかな犯

罪行為とは認めていません。

カ国が女性の妊娠中絶の権利を厳 しく制限しています。

パーセントの女性が不安定な 雇用状況で働いています。

**財源、アカウンタビリティのメカニズムはそ** の一部です。たとえば世界45カ国で、ドメス

なければなりません。明確な権限、手続き、

法律は、その実施を推進するように起草され

カ国が女性の結婚の法定最少年齢を 男性より低く規定しています。

女性のための無料法律相談が含まれていま す。ネパールでは、土地の移譲に対する免税 び平等な相続権の実施をうながし、これが

ティック・バイオレンスに関する法律には、

**麦が父親の育児休暇利用を増やし、給与格** 

**善を埋める一助となりました。** 

女性の土地所有を3倍に増やしました。ス ウェーデンでは、譲渡できない「パパ月間」制

10-30 パーセントが女性と男性の平均的 給与格差です。

図表1: 女性に対する暴力に関する法律

共帰間におけるレイプを明確な犯罪とは規定していない国がいまだに多い 3分の2の国々がドメスティック・バイオレンスに関する法律を持っているが、

法律あり 法律なし 不明

ドメスティック・バイオレンス

セクシュアル・ハラスメント



夫婦間レイプ

出典: Annex 4, Progress of the World's Women 2011-2012

30カ国が婚姻または家族関係に関する平 等の権利の保証を留保している

婚姻または家族関係に 関する平等の権利 宗教法や 伝統的法典との両立 留保事項のある 国の数

その他の留保理由 0 女子に対する あらゆる差別の撤廃

居住地選択の 平等の権利 雇用における 平等の権利

#### 司法のチェーン」における ワン・ストップ・センター 摩擦を減らすため、

を支援する

救済を求める女性が取らねばならな い一連のステップ「司法のチェーン」 の過程には、摩擦の壁が高いことが 特徴となっており、それによって、この その結果、有罪判決や公正な結果に 過程の手順を踏むうちにケースが取 リ下げられる例が多数見られます。 たどり着く事例はほんの少数です。

よれば、通報されたレイプケースが有罪判決 2009年にヨーロッパ諸国で行われた調査に に到達するのは平均で14%、国によっては わずか5%です。(図表3:参照) こうした事例の不起訴率を減らすための 一つの方法として、必要なサービスが一カ所 で得られる「ワン・ストップ・センター」の設置が あります。これは、犯罪の証拠集め、法律アド など、女性に必要なサポートをすべてひとつ の屋根の下で提供できる総合サービス機関 センター(TCCs)」は、この方式で成功した例 バイスや医療ケアをはじめとするサービス です。南アフリカ共和国の「トゥトゥゼラ・ケア・

れ、緊急医療、カウンセリング、訴訟準備など こうしたセンターは公立病院の中に設置さ を、総合的に暴力の被害者の立場に立った 方式で提供します。

**産率を改善し、判決の遅れを正すのが、これ** 性的な暴力の被害者の医療と社会的ニーズ に対応し、二次被害を減らし、有罪判決到 らのセンターの目的です。

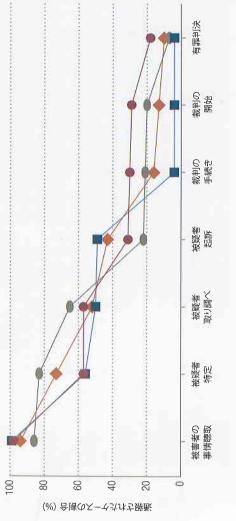
フーカー、警察官が配置されており、24時間待 機しています。ハウテン州のソウェトTCCが取 り扱ったレイプの事例の有罪判決到達率は 89%、国全体の7%という数字と比べて非常に 高いものです。このトゥトゥゼラ方式は、チリや エチオピアなど他の諸国でも使われるように TCCsには専門的医療スタッフ、ソーシャル なってきました。

# 図表3: ヨーロッパの数カ国におけるレイプケースの不起訴率

国籍に関する 平等の権利

通報されたレイプケースのほんの 一握りのみ有罪判決が下る





田典: Lovett and Kelly 2009.

出典: Annex 5, Progress of the World's Women 2011-2012

### 女性を法執行の最前線に

女性に対する犯罪の過少報告は、あらゆる地域において深刻な問題です。57カ国で行なわれた犯罪調査によれば、全体の平均10%の女性が性的暴力を体験していますが、それを通報したのはそのうちわずか11%にすぎません。これを類似の強盗ケースと比べると、体験しているのは8%ですが、そのうち38%が通報されています。

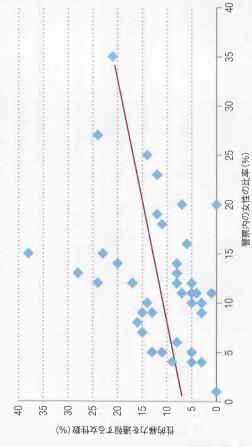
法的サービス提供の最前線に女性を採用することで、被害者の女性が司法制度にアクセスできる確率が高くなります。データを見ると、女性警官の存在と性的暴力の通報との間にはプラスの相関関係があることがわかります。図表4:参照、紛争後のリベリアでは、インドから派遣された女性警官隊の配置が通報率を増加させたばかりか、警察への女性採用の増加にも勢いをつけました。こうした利点にも関わらず、警察への女性の平均参入率が13%を超えた地域は世界のどこにもありません。

警察への女性採用増加は自動的には起こりません。このための投資が不可欠です。中南米その他の地域での経験から、女性警官の駐在やジェンダー担当部署には、十分な資金、スタッフの専門的研修、順当な手当てや磯務への周囲の認識の必要性が認識されま

さらに、女性警官の採用やジェンダー担当部署への人材と資金の投入は、すべての警官が女性のニーズに適切に対応するよう訓練し、奨励するための幅広い戦略の一部として行われる必要があります。

# 図表4:警察内の女性数と性的暴力の通報数の関係

警察内の女性の存在と性的暴力の通報数には 明らかなプラスの相関関係がある



出典: UN Women analysis based on police representation data from UNODC 2009 and reporting of sexual assault calculated from ICVS (latest available).

## 女性の司法へのアクセスに投資する

法改革の促進であれ、法的援助やフン・ストップ・センターを支援することであれ、裁判官の研修であれ、司法制度が女性に役立つようにするには、投資が必要です。法の支配を強化することの大切さを認識し、政府はかなりの金額を司法援助に費やします。しかしながら、ジェンダー平等に的を絞った投資は依然として小額です。

2009年、経済協力開発機構の開発援助委員会 (OECD—DAC) は、42億ドルを司法制度に割り当てました。これは米国と欧州連合 (EU) が全体の70パーセントを拠出しています。イラケアフガニスタン、パレスチナ占領地区、パキスタンがこの援助の最大の受益国です。このうち、2億600万ドル (5%) がジェンダー平等を主目標としたプログラムに割り当てられています。このほか、6億3300万ドル (15%) がジェンダー平等を第二の目標としたプログラムに向けたものです。2009年中、EUは、ジェンダー平等を第二目標としたプログラムに向けたものです。2009年中、EUは、ジェンダー平等を第二目標としたプログラムに向けたものです。

世界銀行は、そのプロジェクト・データベースによると、2000年から2010年の期間に2605億ドルを2,946件のプロジェクトに支給してきました。このうち、163億ドルが法規に関連した要素を含む262のプロジェクトに支給され、そのうちの4つが法規とジェンダー平等に特化したプロジェクトで、支給額は6060万ドルでした。それらのプロジェクト資金のうち、ジェンダーに特化した部分に費やされたのは960万ドルでした。この額は上記の期間中に世界銀行が支給した総額の0.004%です。

2010年12月に世界銀行は、「国際開発協会 (IDA)」基金資金補てんプロセスを終了しました。ここでは、51のドナーが493億ドルを拠出して、2011年~2014年の期間、最貧国を援助することが約束されました。このラウンドでは、特に4つの領域に焦点を当てることが合意されました。ジェンダー平等もそのうちの一つです。これは、法の公正への女性のアクセスに対し、今後世界銀行からより多くの資金配分を獲得するための重要な機会

### 裁判官を訓練し、 判決をモニターする

バランスが取れ、十分な情報に基づいた、偏見のない判決は、法廷に出た女性に法の公正を保障する上で必要不可欠なものです。しかし、女性の権利を保証する法律が整っている場合でも、裁判官がそれらの法律を適正かつ公正に適用するとは限りません。

等に焦点を当てた司法援助の最大の受益国

インドのNGO「国際女性裁判官協会」と「シャクシ」などの団体は、男女を問わず裁判官に対して、ジェンダー平等への理解とコミットメントの促進につながる専門的トレーニングや、裁判官が直面する課題を話し合う場を提供しています。この活動の影響は、上記のトレーニングに参加した裁判官による何十もの画期的な判例に明らかに現れています。(Box2:参照)

法的意思決定の経路を国家レベルで体系的にたどることは、法の公正を求める女性へのアカウンタビリティを明らかにするとともに、市民社会や政府が女性の権利に関する裁判所の業績をモニターすることにも寄与します。

# Box 2: ヴィシャカとジェンダーに配慮した判決の力

1996年、インドのNGO「シャクシ」は裁判官、法律家、ならびに女性の訴訟当事者に面接調査を行い、法的認識や意思決定が法廷に出る女性に対してどのような影響を与えているかを調べました。裁判官の3分の2以上が、挑発的な服装の女性は、みずからレイプを誘発していると述べています。

シャクシは、内在する誤った社会通念やジェンダーの固定概念を変えるためのプログラムを開発し、これはその後アジア太平洋地域の16カ国に広まっています。インドの元首席裁判官ジャグディシュ・シャラン・ヴェルマ氏は、このプログラムに最初に参加した一人でした。

プログラム参加のすぐ後、ヴェルマ裁判 官は学習したことを実践に移す機会を得ま した。バーンワリ・デヴィは、ラジャスタン のある村でソーシャルワーカーとして仕 事をしている最中に、地元の男性複数に 輪姦されました。彼女は刑事訴訟の手続 きを開始しただけでなく、ほかの働く女性 たちのためにもより広範囲に渡る救済を 追求しました。

「ヴィシャカ」という名の団体を含む5つの女性団体や、シャクシの創設者で首席説示弁護人を務めるナイナ・カプールの支援を受けて、バーンワリはインドの最高裁に提訴しました。ここで、彼女たちは職場におに提訴しました。ここで、彼女たちは職場にお

けるセケシュアル・ハラスメントに関して重大な分岐点となる認識を勝ち取ったのです。

この訴訟の裁判長の一人として、ヴェルマ裁判官は、セクシュアル・ハラスメントに関する法律の不在にも揺るがされることなく、ジェンダー平等や安全な職場環境を獲得する権利は、憲法ならびにCEDAWのもとで、インドの国際的義務により保証されていることを認めました。裁判所法廷はこの事例を利用して、公共と民間の職場において法的拘束力を持つセクシュアル・ハラスメントに関する最初の包括的ガイドラインを作り上げました。

ヴィシャカの判決は、バングラデシュにおける同様の事例やパキスタンの法制度改革にも影響を与えました。今日、これら3カ国だけでも約5億人いる働く女性たちは、ハラスメントや虐待のない職場で仕事をするうえで必要な法的保護を得ています。

## 約争下·紛争後を

真相究明委員会への 女性のアクセスを

噛わず

戦争の戦術としての性的暴力は、何世紀 ミュニティ全体を恐怖におとしいれるた にもわたって組織的かつ意図的に行使 されてきました。これは一般市民を標的 として、計画的にHIVの媒介者にすること 人々を強制的移動に追い込んだり、コ や、強制的妊娠を目的として行われ、 めに使われています

性的暴力の犯罪の起訴を初めて可能にしま 過去20年における国際法の飛躍的進展は、 した。(Box 3: 参照)

所がその訴追戦略において、ジェンダーに 有罪判決の数を増やすためには、国際裁判 限ざした犯罪を優先することが大切です。

さらに、法廷やその他真実究明委員会など の司法フォーラムを女性にとってよりアクセ スしやすいものにするための方策が必要で す。これを保証する唯一の方法は、紛争後の 司法メカニズムの範囲・付託・構想を決定 する中心的な役割を女性が確実に担うよう こすることです。

### 国際法における画期的進歩の20年 Box 3:

過去、女性に対する紛争の影響は国際法ではほとんど認識されていませんでした。その結果、女性の体験はほとんど無視され、歴史の記述からも抹消されてきました。 した23件の起訴状のうち、12 犯罪やジェンダーに根ざした 犯罪を国際的犯罪として分 領しました。この裁判所が出 国際刑事裁判所を設置した ローマ規定は、幅広い性的な 2002 議1325号は、平和構築 における女性の役割を 認識し、平和と安全を促 進するすべての取り組み 国連安全保障理事会決 しかし、この20年の間に、紛争下で行われた性的暴力犯罪の認識と訴訟に飛躍的な前進がみられました。 2000 人道に対する犯罪であ ルワンダ国際刑事裁判 所の検察官対アカイエ スのケースでは、レイプ がジェノサイドであり、 866 日ユーゴスラビアに対 し国際刑事裁判所が設 置されました。この法律 では、レイプは人類に対 する犯罪として認識さ れ、いくつもの画期的事 929年のジュネーブ条約では、性的暴 毀損の問題として取り扱われていまし 力は暴力的犯罪ではなく、道徳的名誉 た。第二次世界大戦後に戦争犯罪を訴 追する目的で設置されたニュルンベル グ裁判と東京裁判の綱領には、レイブ

件が性的暴力に対する罪状 を含んでいます。 こ女性が完全参加する ことの必要性を強調して ることが初めて認められ ました。今日までに、こ の法廷で11件が性的暴

2008-2010

国連安全保障理事会決議 1820号は、国際的平和と安 全の維持の中心的要素とし て、性的暴力の防止とそれ に対応するための効果的取

820号を実施するための 960号は、決議1325号と 安保理決議1888、1889、 具体的構成要素を提示して り組みを呼びかけました。

> 1949年のジュネーブ条約には「女性は その名誉を侵害するいかなる攻撃か らもとくに保護されるものとする」と 書かれていますが、この条約が列挙し た「重大な犯罪」にレイプは入っていま

は含まれていません。

を確認しています。今日 例が、性的暴力が深刻 な戦争犯罪であること る有罪判決が下されて 29件の性的暴力に対す までに、この法廷では、

力の有罪判決に至って

的行為であり、人道に対する

犯罪であると認めました。

法廷は強制的結婚は非人道

検察官対ブリマらの事例に

おいては、シエラレオネ特別

効果的な方法としては、資金援助、育児支援、交通手段の提供など、女性の参加をはばむ実質的障害を乗り越える手段を提供し、心理カウンセリング、医療、その他の長明的支援、性的暴力について女性が証言できる非公開審問の場の提供などがあげられます

コンゴ民主共和国では、移動裁判所が犯罪者の捜査や裁判に迅速に対応し、女性に法の公正をもたらしています。2010年には、9つの移動裁判所が186件の事例を裁いています。このうち115件がレイプ事件で、95件が有罪となり、懲役3年から20年の判決が下されました。

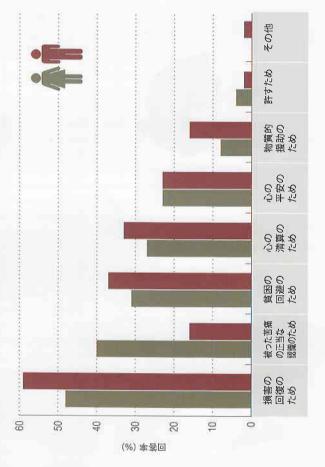
2011年2月には、移動裁判所としては初めて人道に対する犯罪の裁判をおこない、その数週間前にフィズィで起こった40人以上の女性と少女に対する集団レイブ事件に加担した9名の兵士を有罪としました。

#### ジェンダーに 対応した 賠償プログラムを 実施する

中央アフリカ共和国における 賠償の重要性に関する女性と男性の認識

賠償は、被害者にもっとも重点を 置いた司法メカニズムであり、女性 の機能回復のための重要な手段と なり得るものです。他の紛争後の 状況と同様に中央アフリカ共和国 でも、損害を回復し貧困を回避す るために賠償が必要だと女性たち は訴えています。さらに、賠償は女 性の苦しみを認識するうえでも 重要です。(図表5:参照)

女性も男性も貧困を回避するために賠償が必要だと訴えている 一方、女性は男性に比べ、被った苦痛の正当な認識を求めることが多い



出典: Based on data from Vinck and Pham 2010a and 2010b.

国際社会は、国際司法裁判所や他の暫定司法機構にかなりの資金をつぎ込んできましたが、国家の賠償裁判に対する責任をまっとうするための援助へのコミットメントは、まだ十分とは言えません。

女性に恩恵をもたらすためには、賠償プログラムにおいて、あらゆる形態の性的暴力やジェンダーに根ざす暴力を考慮にいれ、サービスへのアクセスや土地の返還とともに、個人やコミュニティ、ならびに象徴的な意味合いを持つ措置をも取り入れることが必要

シエラレオネでは、「女性に対する暴力撤廃 国連信託基金」や「国連平和構築基金」の 支援を受けた政府の「国家社会行動委員 会」が、性的暴力のサバイバーである650人の 女性を対象に、彼女たちの長期的なエンパ ワーメントを促進する目的で作られた賠償 プログラムを実施しています。 今日までに300人の女性が14の地区で、小規模事業やスキル・トレーニングを開始するために小額の助成金の提供を受けています。2011年3月には、フリータウンの式典で最初の90人の女性たちが、識字、運転、コンピューター・スキル、石鹸製造、理髪などのトレーニング・コースを修了しました。

#### 噛やすために クォータ制を

図表6:

女性の政治参画と法改革 ルワンダにおける

女性議員数の増加に続き、女性の権利に 関する進歩的な法律が制定されていった

- 相続法(1999年)は、遺産相続と財産所 有権におけるジェンダー平等を確立し
- ●憲法(2003年)は、ジェンダーの平等と 非差別の原則を正式に明記し、意思決 定のあらゆるレベルにおいて、女性は 最低30%を占めなければならないと 規定しています。
- 国家土地政策(2004年)と土地所有法 (2005年)は、法律上また慣習上の土地 所有権における平等を定めています。
- ジェンダーに根ざした暴力の防止と罰 夫婦間レイプは犯罪であると規定され 則に関する法律が可決され(2008年) ました(2009年)。
- 議員の51%と、裁判所長を含めた最高 裁判事の半分が女性です(2011年)。

議会における女性議員の数が顕著に 増えている国々では、女性の権利に関 する進歩的な新しい法律が採択される ことがしばしば見られます。

ネパールからコスタリカ、ルワンダからスペ インまで、女性議員の数を増やすために 歩的な法律が可決されています。女性たち クォータ制が導入され、土地所有権、女性に 対する暴力撤廃、医療や雇用にかかわる進 が、時には党派の壁を越えて組織をつくり、 女性の権利を確実に表明したところでは、 変化が起こっています。

「北京宣言・行動綱領」は、政府機関における

ジェンダー・バランスを呼びかけ、CEDAW 暫定的特別措置を用いるよう要請していま が終結した国で、これは、進歩をもたらす要 因が、開発のレベルではなく政治的意志によ るところが大きいことを示しています。その 性の声を拡大するために、クォータ制などの 30%を越えた国のうちの6カ国は最近紛争 は、政治的意思決定のプロセスにおける女 す。女性国会議員の数が全体の30%を越え た28カ国のうち、少なくとも23カ国がクォー 夕制を導入しています。

一例として、ルワンダでは女性議員の占める

割合が世界最高のレベルです。(図表6:参照)

ルワンダで2003年に成立した憲法は、「女性

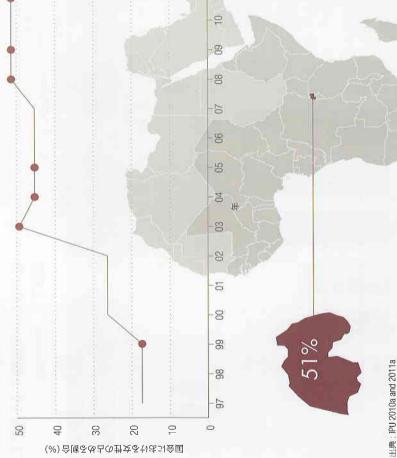
ポストを与えられることを保障する」と約束 しており、同年に行なわれた選挙では、女性 議員の占める割合はこの最低目標値を越え ました。ルワンダの女性議員は超党派の議員 総会で取り組みを行い、女性省や市民団体と 協力して、遺産相続、土地所有権、女性に対

が意思決定機関において少なくとも30%の

全国を回り、土地所有や遺産相続に関する 法律の実施をモニターするとともに、女性の 権利に対する人々の意識を変える支援を

います。女性議員は男性議員とも協力して

する暴力撤廃などを含む改革を推し進めて



### 平等を 開発目標の中三

ミレニアム開発目標の項目は相互依存の

対応と、全体の進歩を加速するという すべての開発目標におけるジェンダー平等 にかかわる側面への投資や行動を増大 することは、広範囲に広がる不平等への 関係にあり、各項目が達成できるかどうか は、女性の権利の進歩にかかっています。 二重の利点をもたらします。

女性がアクセスする前提条件でもあります。教 育、権利意識ならびに意思決定の力なしに は、女性は権利の主張もできず、法的援助も 得られず、法廷に出ることもできません。

**進歩の陰では、ジェンダー、所得、居住地に** 貧困の削減、乳幼児死亡率の低下、教育への アクセスの増加など、前進も見られますが、 もとづく不平等が存在していることをデー は示しています。

です。(図表7参照)

図表7: 出産時における専門職の付き添い、都市部の富裕女性と農村部の貧困女性

出産時における専門職の

農村部の貧困女性は都市部の富裕女性に比べ、

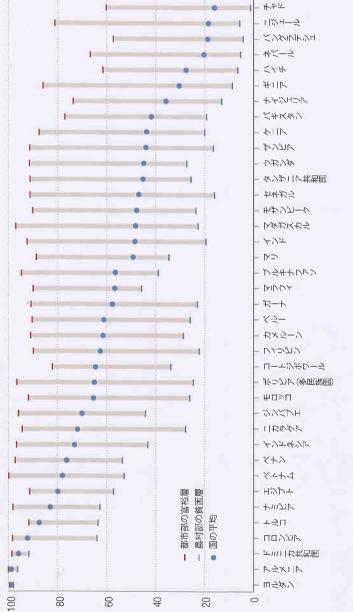
付き添いを受けることが極めて低い

女性や少女、とくに農村地域に住む人々は 進歩の恩恵にあずかることが少なく、何百 います。たとえば、都市部の富裕層の女性に比 べて、農村地域の低所得の女性は、妊婦の死亡 万人もの人々が貧困と疎外の暮らしを続けて これらの目標を達成することは、法の公正へ

や病気を予防する上で非常に重要な役割を 果たす、専門技術を有する看護介助の専門 家の付き添いを受けることが非常に少ないの ミレニアム開発目標の達成期限2015年までに わずか4年を残すばかりとなりました。これか らは、女性と少女の機会をはばむ障壁を生み 出している、ジェンダーに根ざす不公平に終 止符を打つことを中心に行動しなければなり ません。

えるための実際的なアプローチがいくつかあ 校教育を受けることを奨励し、結婚年齢を遅ら ミレニアム開発目標の中心に女性の権利を据 ります。まず、女性の性や生殖に関する医療を 含め、医療費の自己負担を廃止すること。これ により女性や少女の医療サービスの利用が増 奨学金や現金給付などによって女子生徒が学 せ、重要な中等教育まで継続させること。さら に、公共サービスをアクセスしやすいものに するため、女性をサービス提供の最前線に 置くこと。そして、家庭から地方や国のレベル えることはすでに明らかとなっています。また、 まで、意思決定の場における女性の声を拡大 、政策に女性の生活の現実を確実に反映 することなどがあげられます。

カンボジア



(%)合鳴の封支式も受多く」添きかの獺門専るもはいは到海当出

commissioned by UN Women from Harttgen and Klasen 2010, Seck and Azcona 2010, Based on calculations 出出

ワーメントのために活動する国連機関です。女性 に応える仕事をさらに前進させるために設立さ UN Womenはジェンダー平等と女性のエンパ UN Womenは、世界全域で女性と女児のニーズ と女児のために闘うグローバルな支援者として、

のあらゆる場面で女性の平等な社会参加を後押 支援を行い、こうした基準を実施に移すための 法律、政策、プログラム、サービスなどの企画立 案を政府や市民社会と協力して行います。生活 しし、女性のリーダーシップと参画、女性に対す の女性の関与、女性の経済的エンパワーメント 平等の反映、といった5つの活動領域に優先的な システム全体におけるジェンダー平等の取り組み UN Womenは、加盟国がジェンダー平等の達成 る暴力根絶、和平と安全保障のあらゆる局面へ 取り組みを行っています。 UN Womenは、国連 をめざし世界共通の基準を設定するに当たって の推進、国の開発計画と予算へのジェンダー をコーディネートする任務も担っています。



ジェンター平等と女性のエンバワーメントのための国連機関